

京丹後市慶弔規程

平成16年4月1日
訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、京丹後市が行う慶弔について必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔の種類)

第2条 市が行う慶弔の種類は、祝い金等、見舞金及び弔慰金等とする。

(慶弔の基準)

第3条 前条に規定する慶弔の基準は、別表のとおりとする。ただし、2以上の事項に該当するときは、支給額の高額のものとし、また市長が特に必要があると認めるときは、増額又は減額して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、市が行う慶弔について市長が特に必要があると認めるときは、その都度市長が定めて行うことができる。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

慶弔の種類	内容	支給額
1 祝い金等	市内の行政機関、公共団体及びその他の団体若しくは個人が、祝賀会、総会(大会を含む。)、竣工式、記念式、慰霊祭及びこれらに類する祝事等を行う場合	市長が必要と認める額
2 見舞金	市の特に関係の深いものが負傷又は疾病により入院治療又は重傷病となった場合で、見舞いを行う場合	市長が必要と認める額
3 弔慰金等	次に掲げる職員等及びその配偶者等が死亡した場合において、市が弔意を行う場合	
	議会議員、名誉市民及び自治功労者	本人 花輪・弔電・香料3万円
		配偶者等 花輪・弔電・香料1万円
	市長、助役、収入役及び教育長	本人 花輪・弔電・香料3万円
		配偶者等 花輪・弔電・香料1万円
	市の委員会の委員及び監査委員	本人 花輪・弔電・香料1万円
		配偶者等 弔電
	その他の非常勤特別職の職員(民生児童委員を含む。)	本人 弔電
一般職の職員	本人 花輪・弔電・香料1万円	
	配偶者等 弔電	

備考

ア 第3号中「配偶者等」とは、配偶者(内縁関係を含む。)、父母及び二親等内の同居の親族(未成年を除く。))のことをいう。

イ 前号の同居については、一時的に別居(単身で下宿等)している場合を含むものとする。

ウ 花輪については、事情により花輪料とすることができる。